

平成21年度長寿医療制度（後期高齢者医療制度）について

■長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の保険料額決定通知書を送付します

平成21年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬頃送付します。長寿医療制度（後期高齢者医療制度）では、被保険者お一人おひとりから保険料をお支払いいただきます。

■保険料の計算方法

①均等割額	②所得割額	①+②
43,924円	(20年中の総所得金額※等 - 330,000円) × 8.07%	21年度保険料額（最高限度額50万円）

※総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です（ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをい、所得控除（社会保険料控除、扶養控除等）は含みません）。

■保険料のお支払い方法

平成21年度の保険料のお支払いは、以下の2通りとなります。

①年金からのお支払い（特別徴収）	特にお手続きいただく必要はありません。また、口座振替によるお支払いに変更することができます。詳しくは市の窓口にご相談ください。
②口座振替や納付書でのお支払い（普通徴収）	7月から3月まで毎月納付いただきます。年金の受給額が年額18万円未満の方、長寿医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の1/2を超える方が対象です。

平成20年度に保険料減額措置（均等割額8.5割軽減等）の対象になり、平成20年10月から保険料のお支払いが中断している方は、7月から平成21年度保険料をお支払いいただきます。

■軽減措置について

所得の低い方や被扶養者だった方の保険料が軽減される場合があります。要件等がありますので、詳しくは保険証に同封しておりますパンフレットをご覧ください。

■7月下旬に新しい被保険者証を送付します

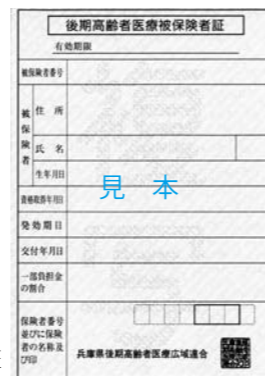
■被保険者証

被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月下旬に新しい被保険者証を送付しますので、8月1日から新しい被保険者証を医療機関の窓口で提示してください。保険料の納付状況によっては、有効期限が短い保険証（短期被保険者証）を送付することがあります。納付が困難な事情がある場合は早めに相談してください。

一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の平成20年中（1～12月）の所得により算出された平成21年度の住民税課税所得と平成20年中の収入をもとに計算されています。

なお、世帯状況の異動や所得の更正などにより、随時変更されることがあります。

被保険者証



■限度額適用・標準負担額減額認定証

世帯員全員が住民税非課税の方は、限度額適用・標準負担額減額認定証を提示することで、入院の際に医療機関で支払う一部負担金と、入院時の食事代が減額されます。

認定証の更新時期は毎年8月1日です。現在、認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる方には、7月下旬に新しい認定証を被保険者証と一緒に送付する予定です。世帯員全員が住民税非課税で認定証の申請をされていない方が入院される場合は、国保健康課に申請してください。

限度額適用・標準負担額減額認定証



※詳しくは、保険証に同封しておりますパンフレットをご覧ください。

【問合せ】 国保健康課国保医療担当 ☎④8721

平成21年度国民健康保険税について

■平成21年度国民健康保険税額決定通知書を7月中旬に送付します

平成21年度は、「後期高齢者支援分」のうち、均等割と平等割をそれぞれ1,000円引き下げています。また、「介護分」の課税限度額が90,000円から100,000円に上がっています。次の表を参考にしてください。

区分	年度	平成20年度	平成21年度
医療分	①所得割	6.20%	①所得割 6.20%
	②被保険者均等割	21,000円	②被保険者均等割 21,000円
	③世帯別平等割 課税限度額	22,000円 470,000円	③世帯別平等割 22,000円 課税限度額 470,000円
後期高齢者支援分	①所得割	2.50%	①所得割 2.50%
	②被保険者均等割	8,000円	②被保険者均等割 7,000円
	③世帯別平等割 課税限度額	8,000円 120,000円	③世帯別平等割 7,000円 課税限度額 120,000円
介護分	①所得割	2.00%	①所得割 2.00%
	②被保険者均等割	8,000円	②被保険者均等割 8,000円
	③世帯別平等割 課税限度額	6,000円 90,000円	③世帯別平等割 6,000円 課税限度額 100,000円

は平成21年度変更点です。

- ①所得割：加入者の前年中の所得から基礎控除（33万円）を引き、その額に税率を掛けた金額
- ②被保険者均等割：加入者一人当たりにかかる金額
- ③世帯別平等割：一世帯当たりにかかる金額
- 課税限度額：一世帯当たりの限度額

■保険税の納期

加西市では、1年間の保険税を8回に分けて納めていただきます。

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
7月31日	8月31日	9月30日	11月2日	11月30日	12月25日	2月1日	3月1日

- ・保険税の納付義務者は国民健康保険における世帯主です。
- ・災害で大きな損害を受けたとき、所得の著しい減少があったとき、一定期間給付の制限を受けたときには、申請により保険税の減免を受けることができます場合があります。
- ・保険税の納付は安心して便利な口座振替をお勧めします。

■保険税の決め方

- ・医療分の保険税の額は、その年に予想される国保全体の医療費から、自己負担分と国などの補助金を除いた額になります。
- ・介護分については、国民健康保険に加入している40歳から64歳までの人がいる世帯に医療分とともに課税されます。
- ・65歳以上になると介護保険料として国民健康保険税とは別に納めることとなります。39歳までの方は介護分の負担はありません。
- ・後期高齢者支援分は、後期高齢者医療制度に対して給付等に必要額のうち公費5割、後期高齢者保険料1割を除いた約4割分を74歳以下の各医療保険の被保険者が負担していただき、後期高齢者の医療を賄うものです。
- ・医療分・介護分・後期高齢者支援分とも所得割、均等割、平等割を基礎として計算し、決定された保険税額は7月中旬に郵送により各世帯に通知します

■国民健康保険限度額適用認定証の更新の申請について

「国民健康保険限度額適用認定証」が、8月1日から更新されます。1ヶ月の入院等にかかる窓口支払が自己負担限度額までの支払で済むものですので、引き続きご利用される方や新たにご利用される方は、ぜひ申請してください。

申請要件：国民健康保険に加入していて、国民健康保険税の滞納が無いこと。
申請時期：7月22日（水）以降
申請場所：国保健康課（市役所1階⑧番窓口）
必要な物：保険証、印鑑

【問合せ】 国保健康課国保医療担当 ☎④8721 税に関することは、税務課税制担当 ☎④8712